

令和3年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会〔フォローアップ〕

PG01 重要事項の説明

研修受講ガイダンス

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
地域生活支援推進室

相談支援専門官 藤川 雄一

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

本プログラムの目的と流れ

本プログラムを実施する目的

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解するための研修開始にあたっての導入を行う。
 - ② サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について、都道府県での円滑かつ効果的な実施に向け、研修についての正確な理解とそれに基づく活用法をおさえる。
 - ③ 自都道府県や自身の獲得目標を明確化する。
- ⇒ **研修効果の向上を図る。**

本プログラムの流れ

- ① 本研修の位置付け・獲得目標・概要
- ② 令和4年度の研修実施について
- ③ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成制度について

- **重要事項の説明①**

本研修の位置付け・獲得目標・概要



令和3年度研修の位置付け・獲得目標

- 【背景・動向】サービス管理責任者等の質の向上のため、サービス管理責任者等研修事業について制度の改定を実施(平成31年厚生労働省告示第109号・110号)。
- 従来、サービス分野別としていた研修を全分野共通とし、基礎・実践・更新の各研修を階層(段階)的に位置付け、実地教育を取り入れた(主目的は質の維持・向上)。

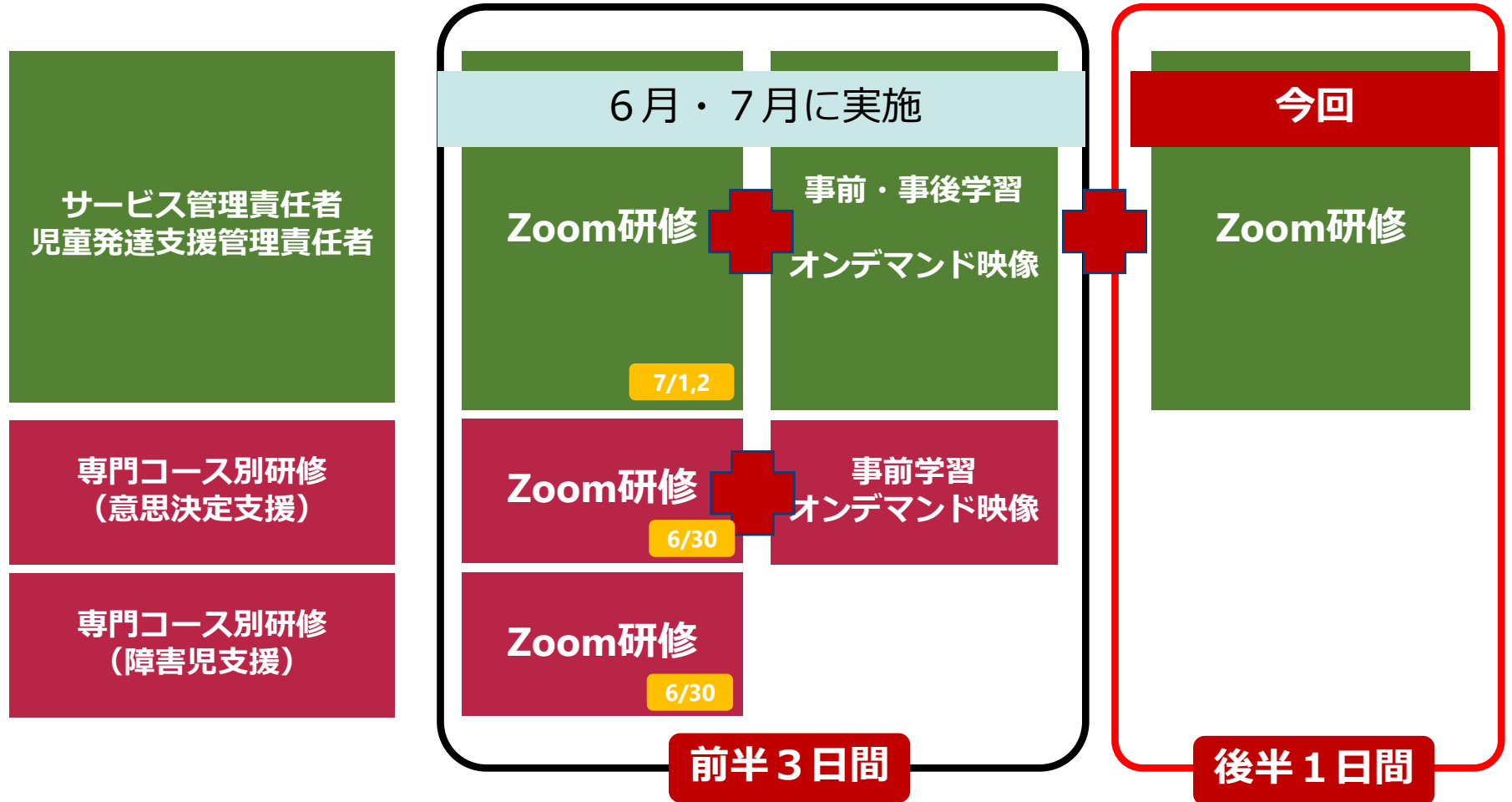
都道府県においては、令和元年度から新カリキュラムによる研修を段階的に実施

- 今年度研修は、昨年度までに引き続き**各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修**と位置付け、以下の内容を中心に実施。
 - ① サービス管理責任者等養成研修カリキュラムに関する情報提供
 - ② 標準カリキュラムのうち、特に下記についての関する伝達
 - ・ **更新研修(後半部分)** 法定研修の新標準カリキュラムの伝達は今年度で一通り完了
 - ・ **専門コース別研修(意思決定支援、障害児相談支援)**
 - ③ 都道府県における企画立案・実施上の課題抽出・共有や具体的な準備に向けた情報交換(演習)の実施。

これらにより、都道府県での円滑かつ質の高い研修の実施に向けた素養を養う

令和3年度の本研修の構成と内容（1）

Zoomによるリアルタイム研修を基本とし、オンデマンド映像で補完する。



3 令和3年度の本研修の構成と内容（3）

● Zoomによる研修

(1) Zoomによる研修は全ての受講生が全てのプログラムを受講します。

(2) 大まかには以下のような流れとなります。

1 日目(6/30) 専門コース別研修（意思決定支援）

標準カリキュラムのうち、講義中心の科目は事前学習で学習します。
Zoomでは、標準カリキュラムのうち主に演習の体験をします。

専門コース別研修（障害児相談支援）

今後創設予定の障害児相談支援について、その概要つかむ講義を行うと共に
科目毎に内容と実施ポイントについて概説します（講義が主となります）。

2 日目(7/1) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

研修の全体像や狙い、基礎・実践・更新研修のポイントを概説します。
更新研修(後半)の講義を実際に体験します。 ※2日目は講義主体となります

3 日目(7/2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修

更新研修(後半)の演習を実際に体験します。 ※3日目は演習主体となります
企画立案についてグループ討議や情報交換をします。

**(3) 期間をあげ、今年度の各都道府県での研修や企画立案の協議等を振り返る
Zoomによる研修を1日実施**します(2月～3月上旬頃を予定)。

本日

想定される都道府県での実施上の課題（例）

【1】運営等の課題 → 都道府県職員向けプログラムを実施

- 日程・会場の確保、日程の振り分け
- 定員の想定、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し

【2】企画等の課題

- 教材(講義資料、演習ツール、演習モデル事例等)の作成
→ 教材例や作成のポイントを伝達【特に更新研修】
- 講義・演習の展開方法
→ 昨年度の振り返りを実施し、具体的方法を協議【基礎研修】
→ 具体的な実施方法の体験的理解、指導案等の提供【更新研修】
- 新カリキュラムでの実施に向けた準備(協議)方法
- リーダー不在
- 講義講師、演習講師(ファシリテータ)の不足
- 演習講師(ファシリテータ)の養成、研修内容の伝達
→ 企画運営に関する演習の実施

フォローアップ（本日）の位置付け・獲得目標

目的・位置づけ

- 令和3年度研修の振り返りを行い、その気づきを令和4年度のよりよい研修実施や人材育成体系整備につなげる。（課題・改善点と改善案を整理し、次年度の体制に引き継ぐ）

内容

- ①本研修の目的や人材養成制度について抑えなおす
- ②6・7月に実施した各コース毎の研修の枠組みに基づき、今年度の研修をはじめとする取組を振り返る。
 - ・実践報告による情報提供やグループワークによる情報交換等を行う。
- ③各コース毎の研修をもとに、自都道府県の研修を振り返り、課題整理等を行う。

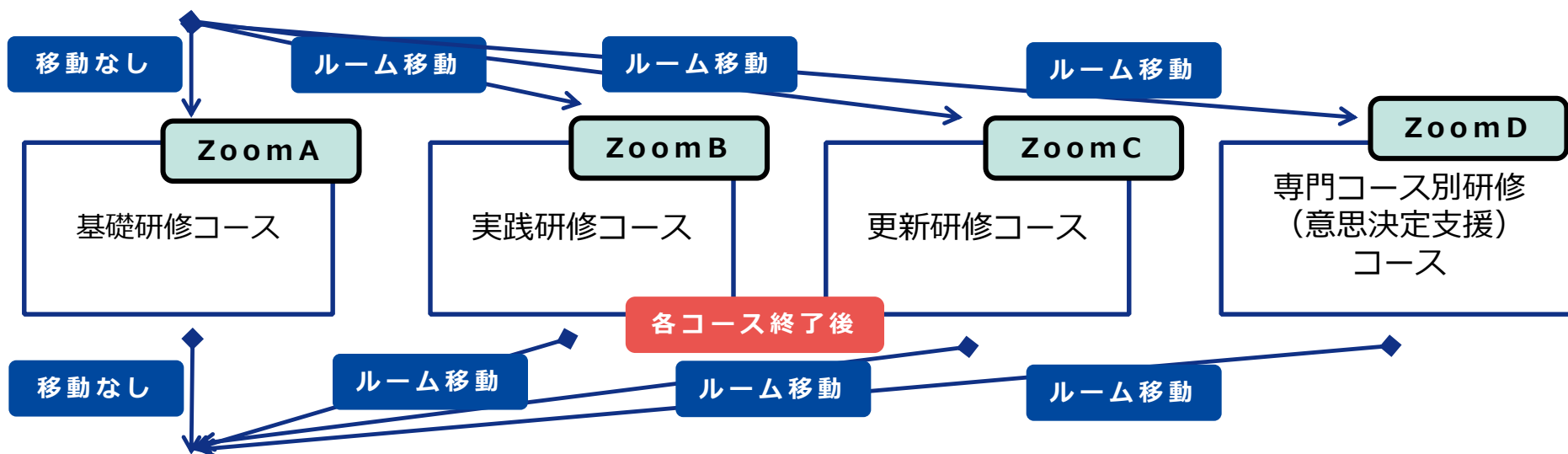
本日の流れ

時間	所要	プログラム			
10:00～11:00	60分	開講			
		PG01 研修ガイダンス・目標設定			
		PG02 【講義】政策の最新の動向			
11:00～11:10	10分	休憩・ルーム移動			
		基礎研修コース	実践研修コース	更新研修コース	専門コース別 (意思決定支援)コース
11:10～15:00	50分	PG A-1 実践報告 I	PG B-1 実践報告 I	PG C-1 実践報告 I	PG03 実践報告
	60分	昼休憩	昼休憩	昼休憩	昼休憩
	50分	PG A-2 実践報告 II	PG B-2 実践報告 II	PG C-1 実践報告 II	PG04 グループ討議
	10分	休憩	休憩	休憩	休憩
	60分	PG A-3 共有	PG B-3 共有	PG C-3 共有	PG05 全体発表・共有
15:00～15:10	10分	休憩・ルーム移動			
15:10～15:30	20分	PG03 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成 I (個人ワーク)			
15:30～16:30	60分	PG04 次年度に向けた課題整理とアクションプラン作成 II (都道府県での協議：各コースの内容の共有と課題整理、アクションプラン作成 ※全体共有含む)			
16:30～16:40	10分	休憩			
16:40～16:55	15分	PG05 研修の振り返り			
16:55～17:00	5分	閉講			

Zoomのルーム移動の流れ

PG01,02 ガイダンス【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室



PG03～ 課題整理、振り返り等【各コース共通】

全受講者が**ZoomA**へ入室

事前課題等の取扱い

① 各都道府県の研修実施要綱



すべての都道府県間で共有
(学院Webサイトよりダウンロード可)

② 各都道府県の研修資料



提出のあった都道府県間で共有
情報量の多い都道府県
→すべての提出のあった都道府県資料をダウンロード可
情報量の多くない都道府県
→上記情報量の多い都道府県の資料の一部を除き、ダウンロード可

③ 各都道府県の研修実施状況 (実績)



本日の各コースの研修でグループワークにより共有 (ダウンロードはなし)

○ ダウンロード可とあるもの： 今月下旬より約1ヶ月間共有予定 (パスワード付)



年度内にダウンロード・年度明けにダウンロードするよう申し送りするなどして、次年度体制へ引き継ぎ

★共有された資料等の無断利用・二次利用・再配布・サイトへの掲載等は厳禁
★自治体担当者・講師限り。

本研修に関する講義資料や講義等の映像の利活用について

研修資料について

- 本研修の研修資料は**都道府県研修に利活用可**。
- 本研修の研修資料を使用する際は、**引用ルールやマナーに留意**すること。
 - ① **出典を示す**こと。
 - ② **改変を加えた場合、改変した旨を明示**すること。
- 公開する編集可能なデータは、研修終了後に学院HPに掲載。
※個別の提供交渉は慎むこと。

映像について

- **都道府県研修の企画・立案に従事する者**（都道府県担当者・講師等）に限り、**受講者以外であっても視聴可**。
 - ・視聴チャンネル情報等の管理は各都道府県の責任において行うこと。
- 演習等の記録映像を含め、**今年度内視聴可**（予定）。
- **映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可**（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

留意事項

- 各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
 - ① **講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有**すること。
 - ② **人材育成体系の中へ各研修を位置づける**こと。
 - ③ **研修の企画・運営を継続性のあるチームで行う**こと。
- ⇒ 標準カリキュラムや研修実施ガイドライン（シラバス等）、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、**その意図を十分理解**しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- ⇒ ただし、**都道府県間の差の解消**も求められているため、標準カリキュラム及び研修実施ガイドラインに準拠していることは強く求められる。
- ⇒ 研修の質向上については、本研修における企画・立案の検討等を通して都道府県間の共有を行い、都道府県間の差異を縮めつつ行う。

- **重要事項の説明②**

令和4年度の研修実施について



専門コース別研修の拡充について

R4年度～（予定）

R3→R4

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数
意思決定支援	6h



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修：講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
<u>障害児支援（新設）</u>	<u>13h</u>	従前の児童分野の内容を補完
<u>就労支援（新設）</u>	<u>14h</u>	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修：講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修：講義名	時間数	拡充理由
<u>障害児支援（拡充）</u>	<u>13h</u>	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
<u>就労支援（新設）</u>	<u>14h</u>	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
<u>介護支援専門員との連携・相互理解（新設）</u>	<u>10.5h</u>	社会保障審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

令和4年度の指導者養成研修の実施予定について

具体的な日程は障害保健福祉主管課長会議にて公表予定。

専門コース別研修については、サビ児管研修の枠組み内で実施するので、受講者の選定等留意されたい。

相談支援従事者指導者養成研修会

「本体」
3日間



「フォローアップ」
1日間 オンライン

相談支援従事者養成研修・主任研修に従事する者

6月下旬に実施予定

3月上旬に実施予定

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修会

共通 = 【意思決定支援、障害児支援、就労支援】

専門コース別研修
(サビ児管・相談支援共通カリキュラム)
1日 オンライン

専門コース別研修に従事する者
(サビ児管・相談支援双方)

基礎研修・実践研修・更新研修

3日

サビ児管研修に従事する者

9月中旬に実施予定

● 重要事項の説明③

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成制度について
＜ポイント＞

★経過措置の終了

- ①実務経験要件を満たす基礎研修修了者を「サビ児管」とみなす措置
⇒R4.3.31で終了 ※基礎研修受講の勧奨、受講予定者数の把握
- ②H31.3.1迄の「サビ児管」研修修了者について「サビ児管」として配置可能とする措置
⇒R6.3.31で終了 ※受講予定者数の把握と計画的養成が必要

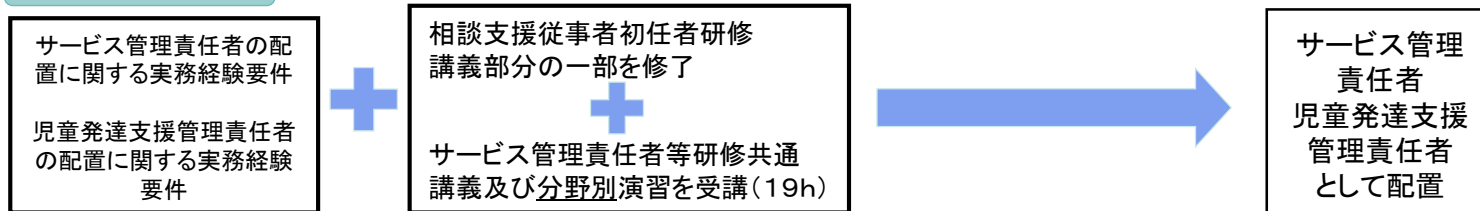
★旧カリキュラム修了者等への周知

- ①制度改正 ②新カリキュラムの内容・方法等の改正ポイント

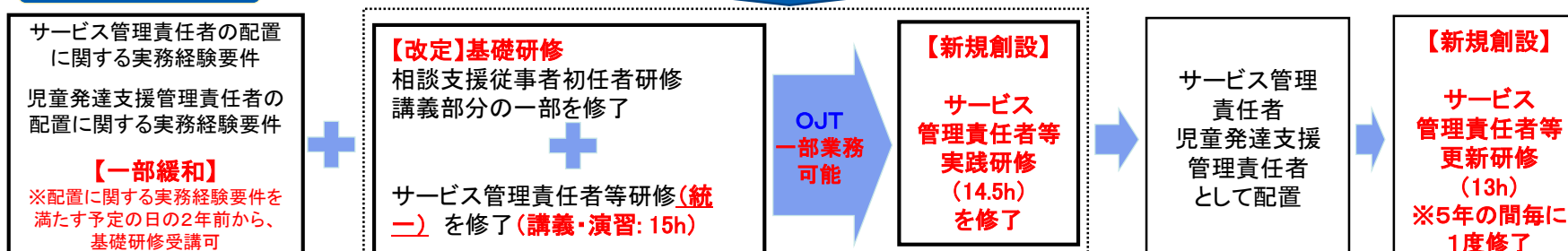
サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修**、**実践研修**、**更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。

旧



新



(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等・管理者・相談支援専門員の実務経験がある
又は②現にサービス管理責任者等として従事している

【新規創設】
専門コース別研修

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】（平成31年度告示第109号）

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】（平成31年度告示第110号）

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。（次スライド: [詳細は告示を参照。](#)）

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

- 1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。
- 2) 実践研修: 基礎研修修了後2年以上、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の業務経験。
- 3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数				
			国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者		
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上	8年以上		
		b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。					
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者					
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者					
		e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者					
		f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者					
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者						
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
	e 特別支援学校等の従業者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者						

特区は令和3年3月31日廃止

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)					
			国家資格保有者※1	有資格者※3	それ以外の者			
<p>障害児者 (身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p>[告示一イ(1)(一)]</p>	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上	5年以上				
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。						
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者						
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者						
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者						
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者						
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者							
	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p>[告示一イ(1)(二)]</p>	(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				5年以上	8年以上	
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者						
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者						
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者						
		(5) 学校等の従業者						
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者								

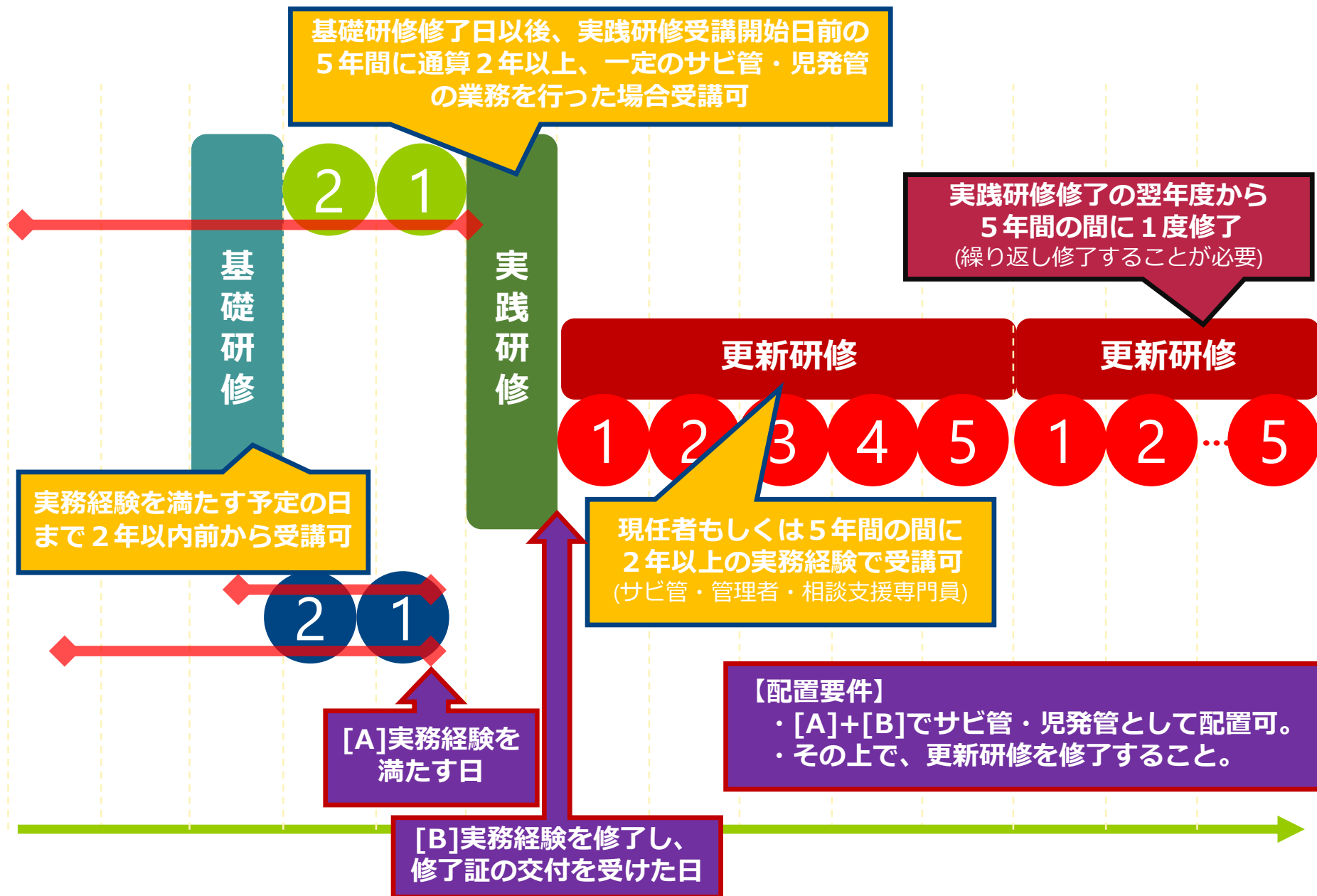
※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置要件と研修受講要件



サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

経過措置について

①旧カリキュラムのサービス管理責任者等研修を修了済みの者について

サービス管理責任者等研修
(旧体系) 修了

H31.4～(新体系移行)

施行後5年間(R5年度末まで)は、更新研修修了前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修
※初回の更新研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について
※H31(R1)年度～R3年度の基礎研修受講者に限る

配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修修了日後3年間は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<配置に関する実務経験要件>
相談支援業務5年
(有資格者の場合は3年)以上
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後3年間で
2年以上の実務

※基礎研修修了後に配置に関する実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、**2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。**
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

<受講対象>
相談支援業務3年以上
(有資格者の場合は1年)以上
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者
初任者研修
講義部分

サービス管理責任者等
基礎研修
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

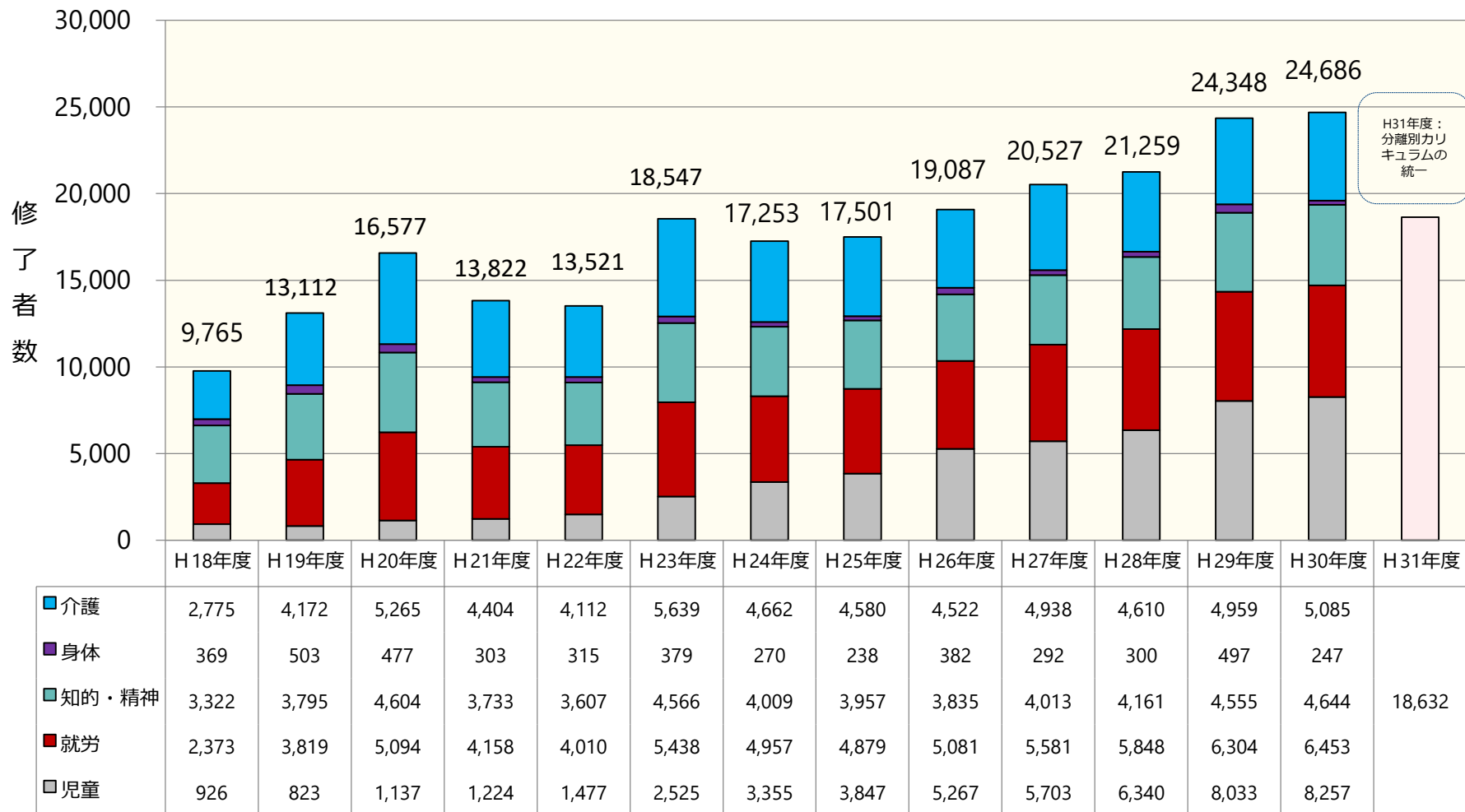
サービス管理責任者等
実践研修
講義・演習

サービス管理責任者等
更新研修
※実践研修修了年度の翌年度から5年間に1度毎修了の必要

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の養成実績

サービス管理責任者研修等の修了者数（経年比較）

H18～30年度修了者数合計：230,005人



※H22年度の修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者初任者研修講義（旧）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2h
	地域支援に関する講義	3h
合計		11.5h

共通講義及び分野別演習（旧）		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10h
合計		19h



基礎研修（うち相談支援従事者初任者研修講義部分）		時間数
講義	1 障害者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5h
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3h
	3 相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3h
合計		11h

基礎研修（うち研修講義、演習部分）（改正後）		時間数
講義	1 サービス管理責任者の役割に関する講義	4.5h
	2 アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	5.5h
演習	3 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5h
合計		15h

新設

実践研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	7h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	2.5h
	4 他職種及び地域連携に関する講義及び演習	6h
合計		14.5h

更新研修		時間数
講義	1 障害福祉の動向に関する講義	1h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7h
合計		13h

※実践研修は令和元年度の2年後より実施

※1 更新研修は、令和元年度から実施

※2 令和5年度までは1及び2のみの実施でも可とする

初任者研修の構造

告示別表

初任者研修		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

通知

相談支援従事者研修事業の実施について

(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

●相談支援従事者研修事業実施要綱

以下の標準カリキュラムを含む内容

- ・相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- ・相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- ・専門コース別研修標準カリキュラム

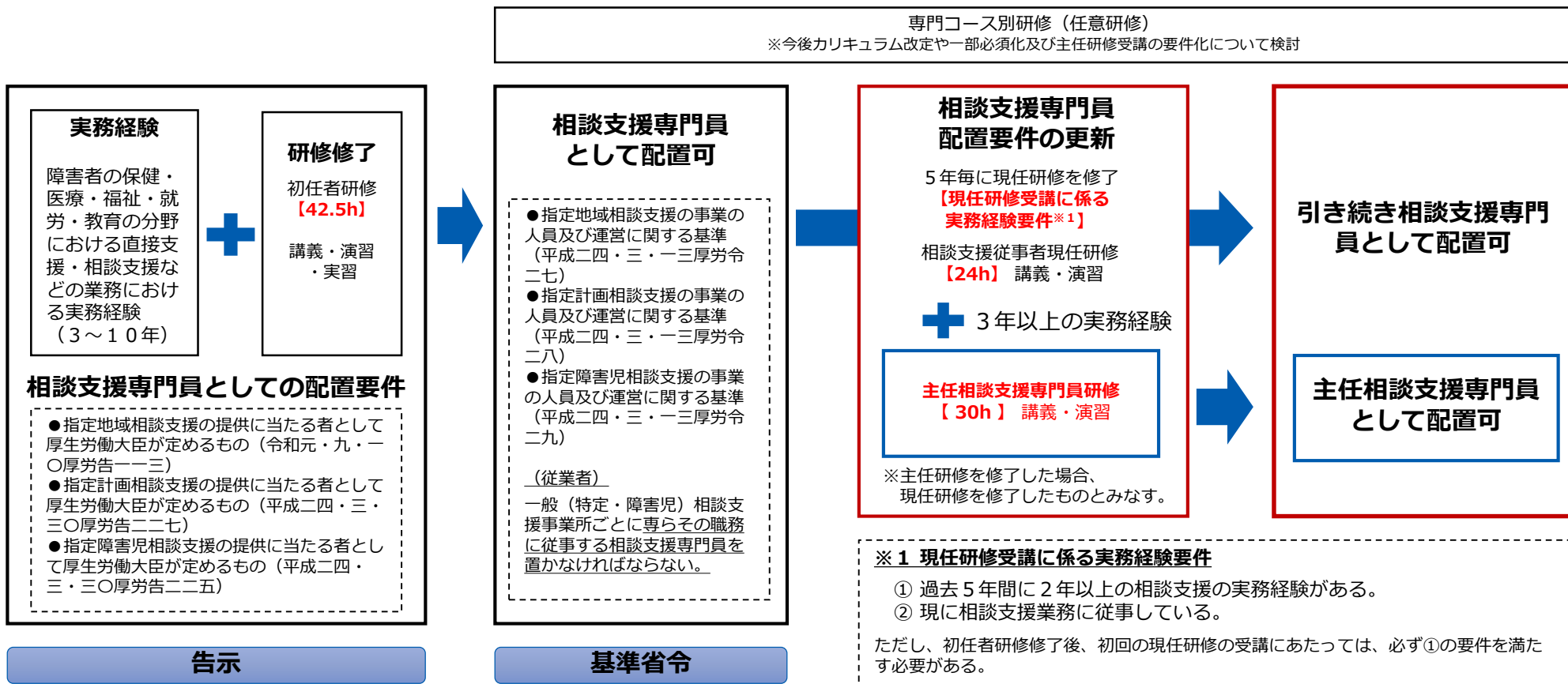
都道府県等による研修は**標準カリキュラム以上の内容で実施**

標準カリキュラム

1日目	概論	研修受講ガイダンス(標準カリキュラム上は任意)
		相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
2日目	法制度	相談支援に必要な技術(1時間)
		障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
	技法の実際	障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
		相談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
5日目	実習	実習ガイダンス(1時間)
		相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
6日目	講義演習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習実習2
		実践研究1(6時間)
		実践研究2(4時間)
7日目	講義演習	実践研究3(6時間)
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

前提

○ 相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修（現任研修・主任研修）の修了が必要。

○ 研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。

○ **新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果**、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。

※研修を中止・延期した場合、その後の研修を再開した年度において、中止・延期した研修の人数分を加えた規模の研修を実施することが必要となるため、計画的な実施が必要。

●参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施

○ 感染拡大防止対策の徹底と研修の実施

① 講義の遠隔化（オンライン化）

② 演習の小規模化・分散化

・業務実施地域(障害保健福祉圏域・市町村)に近いところでの、その地域を単位とした実施。

・対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

・感染拡大の状況を踏まえ判断すること。

・感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

※感染症対策の実際については現在、対応策が随時更新されている状況のため、本研修では扱わない。

【参考】

●新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html